

北海道が平成29年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成29年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ



(経済部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 参入支援チーム活動促進事業 道内ものづくり企業の自動車関連産業や食関連機械産業への参入促進を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う参入支援チームの活動に係る事業に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道機械工業会</p>	<p>道内ものづくり企業の自動車関連産業や食関連機械産業への参入促進に向けた参入支援チームの活動に要する経費のうち、人件費（人の雇入れに係る給与、諸手当、社会保険料、健康診断料、謝金等の経費）、旅費、各種事務用品等の調達経費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認めるもの</p>	<p>10分の8以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>2 商談会等参加支援事業 道内企業の自動車関連産業及び食関連産業への参入を促進するため、自動車関連及び食関連の別に定める商談会等に参加する道内企業等で構成する実行委員会に対し、出展経費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道が別に定める商談会等に参加する道内企業等で構成する実行委員会</p>	<p>商談会等への参加に要する経費で次に掲げるもの (1) 輸送費 (2) 旅費 (3) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>10分の8以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		